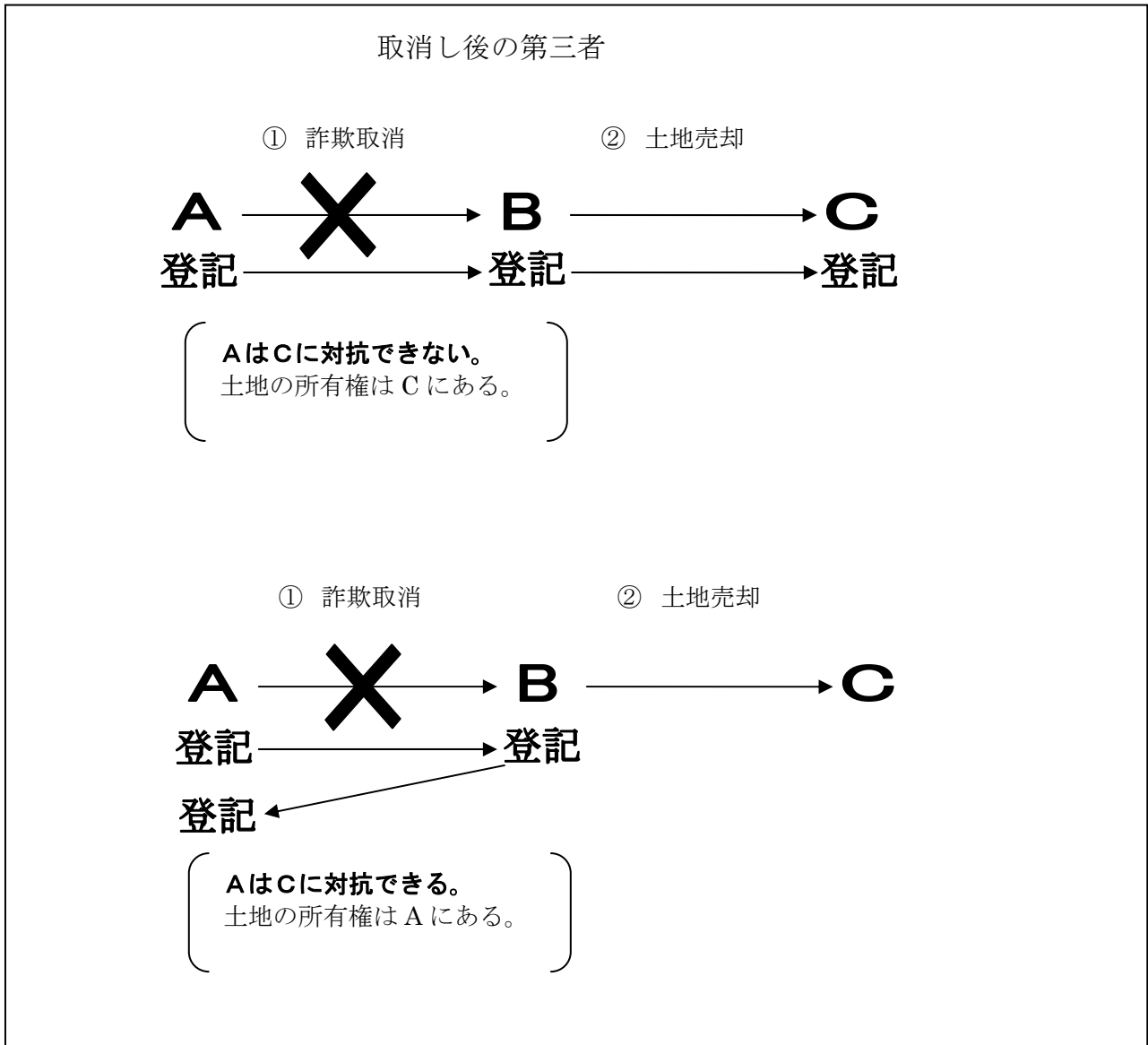


詐欺による取消しと取消し後の第三者

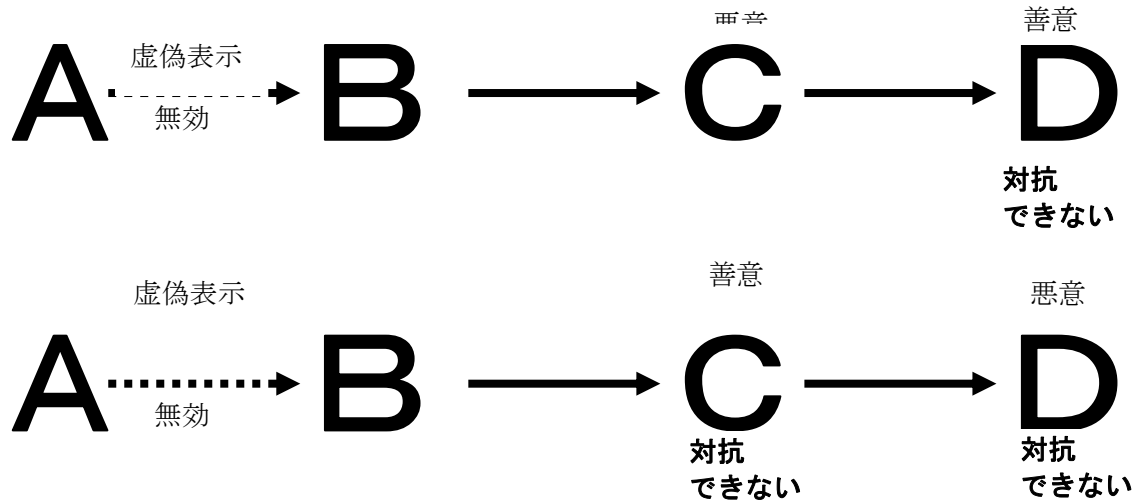
意思表示の取消しは、登記をしなければ、取消し後に現れた第三者に対抗できない（民法 177 条）



強迫や制限行為能力の場合でも、その取消し後に登場する第三者に対しては、登記をしなければ、取り消しを対抗することができない。また、取消しの後の第三者は、原則として善意・悪意は問わない。

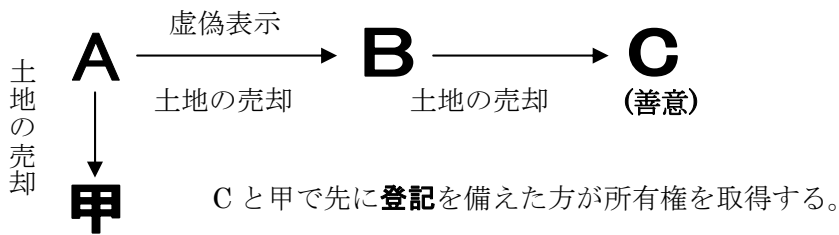
Q 2. 虚偽表示の無効と転得者

第三者から取得した者との関係はどうか



要するに、いったん**善意**の第三者（転得者）が現れると、Aは、無効を対抗することができなくなる。

Q 3. 虚偽表示をした者が共謀の相手以外にも売却した場合



Q 4. 虚偽表示類似のケース（共謀がない場合）

たとえば、BがA所有の土地の登記を勝手に偽装書類でB名義に移転したにもかかわらず、Aがこの事実を知りながら漫然と放置していたところ、Bが善意の第三者Cにこの土地を売却した場合、Aはその所有権をCに対抗することはできない(民法第94条2項類推適用)。



Q 5. 動機の錯誤のケース

A = B

動機 = 土地を買って建物を建てたい

B = 土地を売ろう

意思 = 土地を買おう

表示 = 土地を買おう

土地について契約が成立

↓ところがこの土地は建物を建てることのできない事情（法令制限等）があった

Aの意思と表示に食い違いがない

↓

錯誤による無効を主張できない。

★判例 = 動機の錯誤については、その**動機を意思表示の内容**とすれば、意思表示の錯誤として**無効主張**できる。例えば、「建物を建てるために買いたい。」と意思表示すればよい。

★保護されるべき事情の種類

